

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前開示書類  
(株式移転に関する事前開示書類)

GMO TECH 株式会社

2025年7月15日

株式移転に関する事前開示事項

GMO TECH株式会社  
代表取締役社長CEO 鈴木 明人

GMO TECH株式会社（以下「GMO TECH」といいます。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン」といい、GMO TECHとデザインワンを総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年6月2日付の各社の取締役会決議により、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社であるGMO TECHホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について、経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結し、また、共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書  
別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。
2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項  
(ア) 株式移転に係る割当ての内容

	GMO TECH	デザインワン
株式移転比率 (普通株式)	1	0.015
株式移転比率 (A種種類株式)	1	-

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、GMO TECHのA種種類株式1株に対して共同持株会社のA種種類株式1株を、また、デザインワンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.015株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：1,328,651株

A種種類株式：55株

上記のうち、普通株式は、GMO TECHの普通株式の発行済株式総数1,100,620株（2025年3月31日時点）及びデザインワンの発行済株式総数15,202,100株（2025年2月28日時点）に基づいて、また、A種種類株式は、GMO TECHのA種種類株式の発行済株式総数55株（2025年3月31日時点）に基づいて、それぞれ算出しております。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるGMO TECH及びデザインワンの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主（なお、2025年2月28日現在のデザインワンの株主名簿を基準に算出すると、本株式移転後に単元未満株式を保有することとなるデザインワンの株主は、

約 2,600 名となります。)の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

(イ) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、GMO TECH は、第三者算定機関として株式会社 AGS FAS (以下「AGS FAS」といいます。)を、法務アドバイザーとして三浦法律事務所を選定しました。一方、デザインワンは、第三者算定機関として監査法人 FRIQ (以下「FRIQ」といいます。)を、法務アドバイザーとして堂野法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2025 年 5 月 30 日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。なお、両社は、GMO TECH が発行している A 種種類株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A 種種類株式 1 株につき共同持株会社の A 種種類株式 1 株を割当交付することとした上で、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する A 種種類株式の内容は、GMO TECH の A 種種類株式 1 株の経済的価値と実質的に同等となるように定めております。

両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記 2. (3) 記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定しました。

② 算定に関する事項

1. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

GMO TECH の算定機関である AGS FAS 及びデザインワンの算定機関である FRIQ は、いずれも GMO TECH 及びデザインワンの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

2. 算定の概要

AGS FAS は、GMO TECH 及びデザインワンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。)をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025 年 5 月 30 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF 法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提とした GMO TECH 及びデザインワンの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECH については、2029 年度までの予測を行っており、2026 年度は前年より約 75% の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEM サービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECH の財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

デザインワンについては、2024 年 10 月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった 5 カ年の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。

具体的には、2026年以降において、主力事業であるロコミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであることから、各事業年度において営業利益が46百万円から129百万円の改善を継続することで2028年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることを見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、デザインワンが、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、デザインワンの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.0130～0.0152
D C F 法	0.0112～0.0182

FRIQは、GMO TECH及びデザインワンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F法をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025年5月30日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

D C F法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提としたGMO TECH及びデザインワンの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECHについては、2029年度までの予測を行っており、2026年度は前年より約75%の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEMサービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECHの財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

デザインワンについては、2024年10月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった5カ年の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年以降において、主力事業であるロコミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであることから、各事業年度において営業利益が46百万円から129百万円の改善を継続することで2028年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることを見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、デザインワンが、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、デザインワンの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
------	-------------

市場株価法	0.0130～0.0152
D C F 法	0.0128～0.0169

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

GMO TECH及びデザインワンは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所グロース市場にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2025年10月1日を予定しております。また、GMO TECH及びデザインワンは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2025年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

GMO TECH及びデザインワンは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

i. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

GMO TECHは、上記3. (1)記載のとおり、独立した第三者算定機関としてAGS FASを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。他方、デザインワンは、上記3. (1)記載のとおり、独立した第三者算定機関としてFRIQを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。

なお、GMO TECH及びデザインワンは、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 独立した法律事務所からの助言

GMO TECHは、両社から独立した法務アドバイザーである三浦法律事務所から、GMO TECHの本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。他方、デザインワンは、両社から独立した法務アドバイザーである堂野法律事務所から、デザインワンの本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、三浦法律事務所及び堂野法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、GMO TECHとデザインワンとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

GMO TECH及びデザインワンは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- (1) 資本金の額  
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
0円
- (3) 利益準備金の額  
0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. デザインワンに関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
デザインワンの2024年8月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添2をご参照ください。
  - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はございません。
4. GMO TECHにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はございません。

以上

## 別添 1

### 株式移転計画書（写）

GMO TECH 株式会社（以下「GMO TECH」という。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第 1 条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、GMO TECH 及びデザインワンは、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、GMO TECH 及びデザインワンの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第 2 条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙 1 の定款第 3 条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、GMO TECH ホールディングス株式会社とし、英文では GMO TECH Holdings, Inc. と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都渋谷区とし、本店の所在場所は東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,651,000 株とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	1,650,945 株
A 種類株式	55 株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙 1 の定款記載のとおりとする。

#### 第 3 条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役	鈴木 明人
取締役	熊谷 正寿
取締役	高島 靖雄
取締役	田中 誠
取締役	沖殿 潤
取締役	安田 昌史

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	三田村 徹彦
取締役	穴田 功（社外取締役）
取締役	高木 友博（社外取締役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人	EY 新日本有限責任監査法人
-------	----------------

#### 第 4 条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数
  - (1) 新会社は、本株式移転に際して、GMO TECH 及びデザインワンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における GMO TECH 及びデザインワンの普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する GMO TECH 及びデザインワンの普通株式に代わり、(i)GMO TECH が基準時に発行している普通株式数の合計に 1 を乗じた数、及び(ii)デザインワンが基準時に発行している普通株式数の合計に 0.015 を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株式）」という。）を交付する。
  - (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における GMO TECH の A 種種類株式の株主（以下「A 種種類株主」という。）に対し、その所有する GMO TECH の A 種種類株式に代わり、GMO TECH が基準時に発行している A 種種類株式数の合計に 1 を乗じた数の別紙 2 に記載する内容の新会社の A 種種類株式（以下、交付株式（普通株式）と合わせて「交付株式」と総称する。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における GMO TECH 及びデザインワンの株主に対し、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
  - (1) GMO TECH の普通株主に対しては、その所有する GMO TECH の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 1 株
  - (2) GMO TECH の A 種種類株主に対しては、その所有する GMO TECH の A 種種類株式 1 株に対して新会社の A 種種類株式 1 株
  - (3) デザインワンの株主に対しては、その所有するデザインワンの普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 0.015 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第 5 条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
100,000,000 円
- (2) 資本準備金の額  
0 円
- (3) 利益準備金の額  
0 円

#### 第 6 条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2025 年 10 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第 7 条（株式移転計画承認株主総会）

1. GMO TECH は、2025 年 7 月 30 日を開催日として臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. デザインワンは、2025 年 7 月 30 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、合意により、前二項に定める株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第 8 条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のグロース

市場への上場を予定するものとし、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。

2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. GMO TECH は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された GMO TECH の A 種種類株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、A 種種類株式1株あたり 186,986.30 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. GMO TECH 及びデザインワンは、前項に定める場合を除き、本計画作成後、新会社の成立日までの間、新会社の成立日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、GMO TECH 及びデザインワンにて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

#### 第10条（会社財産の管理等）

1. GMO TECH 及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ GMO TECH 及びデザインワンが協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. GMO TECH 及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、GMO TECH 及びデザインワンは、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

#### 第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める GMO TECH 若しくはデザインワンの株主総会若しくは種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後、新会社の成立日までの間において、GMO TECH 若しくはデザインワンの財政状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、GMO TECH 及びデザインワンは協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、GMO TECH 及びデザインワンが別途協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本計画作成の証として、本書の電磁的記録を作成し、GMO TECH 及びデザインワンが合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年6月2日

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー  
GMO TECH 株式会社  
代表取締役社長 CEO 鈴木 明人

東京都新宿区新宿二丁目 16 番 6 号 新宿イーストスクエアビル  
株式会社デザインワン・ジャパン  
代表取締役社長 高島 靖雄

# GMO TECHホールディングス株式会社 定款

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、GMO TECHホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO TECH Holdings, Inc.と表記する。

(GMOイズム)

第 2 条 当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目的)

第 3 条 当社は、GMOイズムに基づいて、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統括又は運営すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットメディア事業
- (2) インターネット制作事業
- (3) インターネット通販事業
- (4) モバイルメディア事業
- (5) モバイルサイト制作事業
- (6) モバイル通販事業
- (7) システムプログラム開発
- (8) インターネット広告事業及び広告代理業
- (9) アプリケーションソフトウェア事業
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業
- (11) 投資事業組合財産の運用及び管理

- (12) ゲーム・映像・音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造及び販売
- (13) 経営コンサルタント業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 人材紹介業
- (16) 情報通信並びにインターネット関連事業への投資
- (17) 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
- (18) ブロックチェーン技術等を利用した業務
- (19) 前記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 4 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第 6 条 当社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、1,651,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1,650,945株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は55株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得すること

ができる。

(単元株式数)

第 9 条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

## 第2章の2 A 種 種 類 株 式

(剰余金の配当)

第 13 条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日

(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種種類登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。

2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当社の成立の日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする(A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下、「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(議決権)

第13条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(譲渡制限)

第13条の5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)

第13条の6 A種種類株主は、いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、第4項に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2 当初転換価額は、1,852円とする。

3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株

式を除く。) 」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する

普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受け

ることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

4 A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に}10,000,000\text{を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(現金を対価とする取得請求権(償還請求権))

第13条の7 A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求(以下、「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(現金を対価とする取得条項(強制償還条項))

- 第13条の8 当社は、2030年9月30日以降、当社の取締役会が別途定める日(以下、「強制償還日」という。)の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- 2 A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(株式併合又は分割、募集株式の割当て等)

- 第13条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会におい

- て定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

- 第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

- 第 19 条の 2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- 3 第14条第1項後段、第15条乃至第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、種

類株主総会にこれを準用する。

4 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会による事後承認の禁止)

第 27 条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
- 3 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名

する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定

める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第40条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第44条 配当金が、金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2025年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等  
報酬等の総額は年額150百万円以内とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等  
報酬等の総額は年額20百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

A種種類株式の内容

## 1. 株式の種類

GMO TECHホールディングス株式会社 A種種類株式

## 2. 優先配当金

## (1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

## (2) A種優先配当金の額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

## (3) 累積条項

ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式

質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

(4) 非参加条項

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記2.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

4. 議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種種類株主は、いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(4)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、1,852円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適

正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の} \\ \text{数－当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換

価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価

額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に10,000,000を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(5) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点で発生する。

8. 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー

GMO TECHホールディングス株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

9. 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当社は、2030年9月30日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

10. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

以上

別添 2

株式会社デザインワン・ジャパン  
2024 年 8 月期に係る計算書類の内容

## 事業報告

( 2023年9月1日から  
2024年8月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の回復に加えて、各種政策などの効果もあり、景気は緩やかに回復しております。一方で、ロシア・ウクライナおよび中東地域における武力衝突が長期化する中、物価上昇や金融資本市場の変動の影響を受けるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、店舗情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供するとともに、子会社を通じた事業の多角化を積極的に推進いたしました。

当連結会計年度の業績は、事業規模を拡大した子会社があったものの、当社グループの主力事業である「エキテン」の低迷の影響が大きく、売上高は2,264,846千円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制を図りましたが、売上高減少および子会社における売上原価の増加などにより、営業損益は206,834千円の損失（前連結会計年度は25,424千円の利益）、経常損益は188,352千円の損失（前連結会計年度は56,438千円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、第2四半期に子会社ののれんに関する減損処理、第3四半期に本社移転に関する特別損失があった結果、310,591千円の損失（前連結会計年度は27,777千円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### （インターネットメディア事業）

当社グループの主力事業である「エキテン」におきましては、業績回復を実現するために様々な施策に取り組んでおります。商品力の強化においては、予約機能などにおいて他サービスとの連携を強化するなど、店舗やユーザーがより使いやすいシステム開発に継続的に取り組みました。販売面の取り組みにおいては、無料店舗会員の獲得強化に向けたサイト改修、ジャンルの多角化に向けた販売の強化、および解約防止に向けた店舗満足度の向上などに注力いたしました。しかしながら、検索サイトのアルゴリズム変更に対する対応の遅れに加えて、競争激化などにより受注が伸び悩みました。その結果、当期の後半には有料店舗会員数の減少ペースは縮小してきましたが、回復までには至らず、厳しい状況が続きました。

これらの結果、当連結会計年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は323,383店舗、有料店舗会員数は受注件数の減少と解約の発生が継続した結果、14,023店舗（前連結会計年度末比2,419店舗減少）となり、売上高も減少しました。

また、専門業者（遺品整理、片付け等）のマッチング・サイトを運営するオコマリ株式会社につきましても、売上高が伸び悩み、費用も広告費用が上昇傾向にあることから、厳しい結果となりました。

これらの結果、インターネットメディア事業の売上高は1,357,229千円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの売上高減少の影響が大きく、セグメント損益は77,316千円の損失（前連結会計年度はセグメント利益160,778千円）となりました。

なお、オコマリ株式会社につきましても、2024年10月31日を効力発生日として当社に吸収合併する契約を既に締結しており、当社の連結対象から除外される予定となります。

#### （DXソリューション事業）

ベトナムのシステム開発子会社であるNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したオフショア開発事業は、継続案件の契約終了に加えて、新規の受託案件における小規模化の影響により厳しい結果となりました。しかしながら、ポスティングやWeb広告を事業内容とする株式会社DEECH、およびWeb制作・受託開発・ホスティングサービスなどを展開している株式会社イー・ネットワークスは、事業規模を拡大いたしました。利益につきましては、広告宣伝費や外注費の増加などによる売上原価の増加に加えて、社員数の増加により販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上高の増加により赤字幅は縮小いたしました。

これらの結果、DXソリューション事業の売上高は858,494千円（前連結会計年度比17.4%増）、セグメント損失は83,018千円（前連結会計年度はセグメント損失89,353千円）となりました。

なお、株式会社DEECHにつきましては、事業成長に向けた経営資源の集中を企図して、2024年8月30日付で同社株式を譲渡した結果、当社の連結対象から除外されることとなりました。

(HRソリューション事業)

株式会社昼jobの人材紹介サービスは、ナイトワーク出身者の求職ニーズは引き続き厳しい状況の中、営業強化を図りましたが売上高は伸び悩みました。

この結果、HRソリューション事業の売上高は69,264千円（前連結会計年度比14.6%減）、セグメント利益は4,504千円（前連結会計年度比23.5%減）となりました。

なお、株式会社昼jobにつきましては、事業成長に向けた経営資源の集中を企図して、2024年9月30日付で同社の事業を譲渡した結果、当社の連結対象から除外される予定となります。

(2) 設備投資の状況

当社の当連結会計年度における設備投資総額は、2,811千円であります。その主なものは、パソコンであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額850百万円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、以下の課題に取り組んでおります。

①インターネットメディア事業

エキテンにつきましては、「エキテン」の主要顧客である店舗や中小事業者の集客ニーズは、引き続き回復基調にあると考えております。しかしながら、前連結会計年度に実施したシステムのリニューアル以降、競争激化や検索サイトのアルゴリズム変更に対する対応への遅れなどにより、受注減と解約増が継続するなど厳しい結果となりました。

このような状況の中、今後は開発スピードの更なる向上を図ってサイトのトラフィック向上を図りつつ、予約機能などの分野で他サイトとの連携機能の強化を図ってまいります。販売面におきましては、ジャンル毎の機能最適化を図って、新たな注力ジャンルの育成を目指してまいります。

②DXソリューション事業

子会社のNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したシステム開発につきましては、当期に減少した売上高の回復に向けて、これまで以上にDX領域に注力した事業展開を進めてまいります。また、急速に普及が進んでいる生成AIについても、顧客ニーズに合った開発環境の提供などを進めてまいります。

株式会社イー・ネットワークスにつきましては、今期は事業拡大を図ることが出来ましたが、更なる事業規模の拡大に向けて、Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.と同様にAI活用支援など新たな事業分野の拡大を目指してまいります。

子会社における取り組みに加えて、顧客との関係強化と更なる案件規模の拡大を図るべく、より上流工程からの提案実施、およびSES等による開発リソースの提供を開始してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 (当連結会計年度) 第19期
売 上 高	1,835,887 千円	2,250,991 千円	2,428,748 千円	2,264,846 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	169,550 千円	134,889 千円	56,438 千円	△188,352 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	87,635 千円	△89,822 千円	△27,777 千円	△310,591 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	5.93 円	△6.09 円	△1.88 円	△21.05 円
総 資 産	3,607,683 千円	3,720,726 千円	3,672,705 千円	3,311,585 千円
純 資 産	3,144,384 千円	3,098,748 千円	3,111,661 千円	2,857,198 千円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社昼job	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
株式会社イー・ネットワ ークス	10,000千円	100%	Webサービス開発事業
オコマリ株式会社	10,000千円	100%	インターネットメディア 事業
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd. ベトナムドン	200,450千 円	100%	オフショア開発事業

(注) 1. 2024年8月30日付で株式会社DEECHの株式を譲渡したため、連結から除外しております。

2. 当社は、2024年10月31日を効力発生日として、当社を存続会社、オコマリ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

(7) 主要な事業内容（2024年8月31日現在）

事業	主要サービス
インターネットメディア事業	店舗情報口コミサイト「エキテン」の企画・運営 出張型生活サービス提供事業者とのマッチングサービス「オコマリ」の運営
DXソリューション事業	オフショア開発事業、Webサービス開発事業
HRソリューション事業	有料職業紹介事業

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区
----	--------

② 子会社

株式会社昼job	東京都新宿区
株式会社イー・ネットワークス	岡山県岡山市
オコマリ株式会社	東京都新宿区
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	ベトナム・ダナン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネットメディア事業	44名	1名（減）
DXソリューション事業	113名	3名（減）
HRソリューション事業	4名	1名（減）
全社（共通）	16名	0名
合計	177名	5名（減）

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。  
2. 全社（共通）は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	0名	35.9歳	6年3ヶ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月13日をもって、本社を東京都新宿区新宿二丁目16番6号に移転いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,202,100株 (自己株式426,258株を含む)
- (3) 株主数 2,974名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高島 靖雄	4,040,000 株	27.34 %
株式会社ティーエーケー	2,394,000	16.20
PC投資事業有限責任組合	1,431,700	9.69
高島 昭雄	999,500	6.76
株式会社SBI証券	558,300	3.78
楽天証券株式会社	402,900	2.73
田中 誠	400,000	2.71
JPモルガン証券株式会社	257,500	1.74
縣 弘子	179,800	1.22
伊東 健彦	155,000	1.05

(注) 1. 当社は、自己株式を426,258株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中、新株予約権行使により発行済株式の総数が28,200株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 島 靖 雄	メディア事業本部長 兼 新規事業部長
取 締 役	田 中 誠	経営管理本部長 兼 経理財務部長 兼 情報戦略部長
取 締 役	武 内 智 裕	株式会社アガルト取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科教授 株式会社ランドネット社外取締役 ソーバル株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	－
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 税理士法人DUAL PARTNERS代表社員 株式会社現代エステート代表取締役
監 査 役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社監査役 鎌田法律事務所所長 株式会社D&I社外監査役

- (注) 1. 取締役武内智裕氏及び高木友博氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 当社は、取締役武内智裕氏、高木友博氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反または保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等については当該保険契約の対象外となっております。なお、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(填補の対象となる損害)

- ① 被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
- ② 会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）

##### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

###### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、当該決定方針は取締役会で決議したものであり、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が下記決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

###### (ア) 基本報酬

社内取締役及び社外取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、前期報酬額と同額とします。ただし、役職、役割、業績に応じて変更する場合があります。

###### (イ) 業績連動報酬

社内取締役の業績連動報酬は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益等を業績指標として採用し、基本報酬に役職により設定された係数を乗じた額に、当該指標に対する達成度に応じた掛け率を乗じて算定された額を、金銭にて毎月支給するものとします。

社外取締役の業績連動報酬は、設けないものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年11月27日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記①記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の額を決定することを代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長高島靖雄に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	34,209千円	30,386千円	3,822千円	－	4名
（うち社外取締役）	（8,880千円）	（8,880千円）	（－）	（－）	（2名）
監査役	8,640千円	8,640千円	－	－	3名
（うち社外監査役）	（8,640千円）	（8,640千円）	（－）	（－）	（3名）
合計	42,849千円	39,026千円	3,822千円	－	7名

（注）業績連動報酬の算定方法及び算定に用いる業績指標は上記①のとおりであります。なお、当事業年度の業績連動報酬の算定に用いた連結売上高の実績は2,428百万円、連結営業利益の実績は25百万円であり、これらの指標を選定した理由は、当社の業績を反映する最も重要な指標であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武内智裕	株式会社アガルート	取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	高木友博	明治大学理工学部情報科学科	教授	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ランドネット ソーバル株式会社	社外取締役	
監査役	石田史朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人DUAL PARTNERS	代表社員	
監査役	鎌田智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	
		株式会社D&I	社外監査役	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武内智裕	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取締役	高木友博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役	工藤耕二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石田史朗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌田智	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役武内智裕氏は、関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

取締役高木友博氏は、一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
監査法人Bloom

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (ア) コーポレートガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」、「取締役会決議事項に関する取扱いルール」等に従い、協議に十分な時間をかけたうえで、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

##### (イ) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、「グループ経営理念」に則り行動する。
- ・コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、子会社も対象としたグループ共通の「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の充実に努める。

##### (ウ) 財務報告の信頼性確保のための体制整備

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努める。
- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を確保し、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

##### (エ) 内部監査

「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

##### (オ) 反社会的勢力排除

反社会的勢力への対応に関する「反社会勢力対策管理規程」を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ基本規程」及びその関連規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとした機密情報等の情報資産を適切に保存・管理し、情報セキュリティの確保を図る。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社をとりまく様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会やリスク管理責任者を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に取締役会に報告する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (ア) 定例取締役会

定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を実施する。

##### (イ) 中期経営計画の策定

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を検討・実行する。

##### (ウ) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

#### ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (ア) 子会社管理・報告体制

子会社統括部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

##### (イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に検証する。

##### (ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団としての経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

##### (エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程に定めた事項の実施状況につき随時モニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社

における教育・研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

・子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

⑥監査役補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とする。監査役（会）の職務を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取して実施される。

⑦取締役及び使用人による監査役への報告体制等

（ア）重要会議への出席

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

（イ）報告体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を使用人が直接報告する体制として内部通報窓口を整備する。

⑧当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を定め、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱いを禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）内部監査業務の監査役との連携

内部監査業務において、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

（イ）外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①リスク管理委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、リスク管理の徹底を図っております。

②管理部は、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。また、反社会的勢力の排除を目的とした団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

③内部監査部門は、毎期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。

④取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、毎期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。

⑤監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

## 連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,788,489</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>357,282</b>
現金及び預金	2,034,748	買掛金	1,350
売掛金	122,234	1年内返済予定の長期借入金	13,207
契約資産	5,064	未払金	175,538
有価証券	400,000	未払費用	79,351
仕掛品	148	未払法人税等	8,028
貯蔵品	2,427	契約負債	13,445
前払費用	44,171	役員賞与引当金	157
その他	204,946	賞与引当金	8,890
貸倒引当金	△25,251	ポイント引当金	3,507
<b>固 定 資 産</b>	<b>523,095</b>	その他	53,806
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,171</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>97,104</b>
建物及び構築物	78,513	長期借入金	58,386
車両運搬具	7,474	繰延税金負債	33,214
工具器具備品	27,561	その他	5,504
リース資産	4,571	<b>負 債 合 計</b>	<b>454,386</b>
減価償却累計額	△111,985	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	12,035	株主資本	2,732,468
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,085</b>	資本金	649,422
のれん	4,142	資本剰余金	630,404
その他	942	利益剰余金	1,552,828
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>499,838</b>	自己株式	△100,186
投資有価証券	396,440	その他の包括利益累計額	124,729
その他	108,101	その他有価証券評価差額金	75,241
貸倒引当金	△4,703	為替換算調整勘定	49,487
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,311,585</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,857,198</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,311,585</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,264,846
売上原価		787,738
売上総利益		1,477,108
販売費及び一般管理費		1,683,942
営業損失		206,834
営業外収益		
受取利息	14,414	
違約金収入	32	
保険解約返戻金	3,578	
その他	8,508	26,533
営業外費用		
支払利息	2,872	
投資事業組合運用損失	4,563	
貸倒損失	9	
その他	607	8,052
経常損失		188,352
特別利益		
関係会社株式売却益	31,481	31,481
特別損失		
減損損失	92,888	
本社移転費用	42,321	135,210
税金等調整前当期純損失		292,080
法人税、住民税及び事業税	12,611	
法人税等調整額	5,898	18,510
当期純損失		310,591
親会社株主に帰属する当期純損失		310,591

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	648,999	629,981	1,834,009	△100,186	3,012,803
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	423	423	-	-	846
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	△310,591	-	△310,591
連結子会社除外による 利益剰余金増加額	-	-	29,410	-	29,410
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	423	423	△281,180	-	△280,334
当 期 末 残 高	649,422	630,404	1,552,828	△100,186	2,732,468

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	36,173	62,684	98,858	3,111,661
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	-	846
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	-	△310,591
連結子会社除外による 利益剰余金増加額	-	-	-	29,410
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	39,068	△13,196	25,871	25,871
当 期 変 動 額 合 計	39,068	△13,196	25,871	△254,463
当 期 末 残 高	75,241	49,487	124,729	2,857,198

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社昼job

株式会社イー・ネットワークス

オコマリ株式会社

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.

当連結会計年度末において、株式譲渡により、株式会社DEECHを連結の範囲から除外しております。

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び構築物 8～18年

・車両運搬具 4～6年

・工具器具備品 4～8年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5～8年間の定額法により償却を行っております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務としては、遺品整理等における手数料があり、主として提携業者が顧客と契約を締結し、遺品整理等を行った時点で収益を認識しております。

② DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発があり、契約に応じて次の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、成果物の提供の履行義務を認識しており、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

③HRソリューション事業

一時点で充足される履行義務としては、人材紹介における紹介料があり、求職者が紹介先企業に入社した時点で収益を認識することとしております。

**表示方法の変更に関する注記**

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」(前連結会計年度4,254千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「固定負債」の「資産除去債務」(当連結会計年度2,076千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」(前連結会計年度1,344千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,171千円
無形固定資産（その他）	942千円

2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある事業セグメントについては帳簿価額と回収可能額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各事業セグメントの事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各事業セグメントの事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 貸倒引当金の計上

1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（注）	29,954千円
----------	----------

（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。

2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

会計上の見積りに用いた主要な仮定は、一般債権については未回収額に対する債権額で貸倒引当率を算定し、3か年で平均しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、決算日から起算して1年を経過した債権及び破産手続開始通知書等に対する債権から回収可能額を考慮し、回収不能見込額を算定しております。

経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、本社の移転を決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。また、移転前の本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ30,002千円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	850,000千円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、下記の資産グループについて減損損失を計上しました。

#### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都新宿区（オコマリ株式会社）	—	のれん

#### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

オコマリ株式会社において、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから減損損失を認識しております。

#### (3) 減損損失の金額

のれん 92,888千円

#### (4) 資産グループの方法

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

#### (5) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、主要な資産の経済的残存使用期間内の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,202,100株

### 2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 426,258株

### 3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い金融資産に限定して運用を行う方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と経理財務部が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券のうち、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、投資信託については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。投資事業有限責任組合の出資については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されておりますが、定期的に組合の決算書を入手し、組合の財務状況や運用状況を把握することでリスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び契約負債は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づき経理財務部が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「契約負債」は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,121	98,758	△1,363
② その他有価証券(*1)	684,088	684,088	—
資産計	784,210	782,846	△1,363
(2) 長期借入金(*2)	71,593	61,628	△9,964
負債計	71,593	61,628	△9,964

(\*1)以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(\*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、12,229千円であります。

(\*4) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	284,088	—	—	284,088
資産計	284,088	—	—	284,088

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している投資信託は、その基準価格が活発な市場価格で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券				
社債	—	98,758	—	98,758
その他有価証券				
金銭信託	—	400,000	—	400,000
資産計	—	498,758	—	498,758
長期借入金	—	61,628	—	61,628
負債計	—	61,628	—	61,628

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

債券及び金銭信託は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	インターネットメディア事業	DXソリューション事業	HRソリューション事業	計	
一時点で移転される財又はサービス	85,339	—	68,664	154,003	154,003
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,271,890	838,952	—	2,110,842	2,110,842
顧客との契約から生じる収益	1,357,229	838,952	68,664	2,264,846	2,264,846
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,357,229	838,952	68,664	2,264,846	2,264,846

(注)当連結会計年度より、従来「その他」としておりました「HRソリューション事業」の量的な重要性が増したため、報告セグメントへ記載する方法に変更いたしました。

### 2 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4 会計方針に関する事項」の「(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	172,352	122,234
契約資産	14,731	5,064
契約負債	13,340	13,445

契約資産は、DXソリューション事業において、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、インターネットメディア事業やDXソリューション事業において、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った初期費用収入の契約期間未経過分や前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,340千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	193円37銭
1株当たり当期純損失金額	21円05銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### (企業結合に関する注記)

#### 事業分離

##### (子会社株式の譲渡)

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社DEECH（以下「DEECH社」）の株式の一部を譲渡することを決議いたしました。なお、本件譲渡により、DEECH社は当社の連結対象から除外しております。

## 1 事業分離の概要

### (1) 分離先の名称

小菅 義和、佐藤 正

### (2) 分離した事業の内容

エリアマーケティング事業

### (3) 事業分離を行った主な理由

当社は、主要顧客である中小事業者に対するサービス拡大を企図して、ポスティングを軸とした「エリアマーケティング」に特化した広告会社であるDEECH社について、2021年5月に株式を取得して子会社化いたしました。

その後、同社は順調に成長を続けて来ましたが、当社グループ内でシナジーを発揮することが難しく、また、当社グループの今後目指す事業の方向性とも相違が見られる状況となってきました。

この様な状況の中、事業成長に向けて経営資源を集中させることが当社及び当該子会社にとっては最善であると判断した結果、同社代表取締役である小菅義和氏らに株式を譲渡することといたしました。

### (4) 事業分離日

2024年8月30日

### (5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## 2 実施した会計処理の概要

### (1) 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 31,481千円

### (2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 205,899千円

固定資産 2,972千円

---

資産合計 208,872千円

流動負債 81,025千円

固定負債 138,739千円

---

負債合計 219,764千円

### (3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っております。

## 3 当連結会計年度の連結計算書類に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高 491,546千円

営業利益 22,502千円

## (追加情報)

### (連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオコマリ株式会社を、当社を存続会社として吸収合併することを決議いたしました。

また、当社がオコマリ株式会社に対して有する債権の一部を放棄することを併せて決議いたしました。

## 1 取引の概要

### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：株式会社デザインワン・ジャパン

事業内容：インターネットメディア事業及びDX関連事業

(吸収合併消滅会社)

名称：オコマリ株式会社

事業内容：出張型生活サービス事業者マッチングサービス「オコマリ」の運営

### (2) 企業結合日

2024年10月31日（予定）

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、オコマリ株式会社においては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、オコマリ株式会社を消滅会社とする吸収合併

- (4) 結合後企業の名称  
変更はありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項  
オコマリ株式会社を当社に吸収して経営の効率化を図り、経営資源を集約することが本合併の目的であります。

## 2 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

## 3 本合併の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はございません。

## 4 今後の見通し

本合併は連結子会社との合併であるため、連結業績に与える影響は軽微なものを見込んでおります。

### （連結子会社における訴訟について）

連結子会社である株式会社イー・ネットワークスに対して、2022年1月21日に元株主から一部の株式について株主であることを主張する旨の訴訟が提起されておりましたが、2024年2月9日に棄却となり、勝訴いたしました。

また、当該判決を受け、2024年2月19日に元株主から控訴が提起されましたが、2024年6月25日に和解が成立し、本訴訟は終了いたしました。

これによる当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

## 貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,315,658</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>283,587</b>
現金及び預金	1,607,505	買掛金	14,530
売掛金	93,540	未払金	151,551
契約資産	346	未払費用	68,696
有価証券	400,000	未払法人税等	4,504
仕掛品	148	契約負債	1,066
貯蔵品	2,394	前受金	69
前払費用	39,227	賞与引当金	2,432
その他	197,434	預り金	8,078
貸倒引当金	△24,938	ポイント引当金	3,507
<b>固 定 資 産</b>	<b>723,037</b>	資産除去債務	29,150
<b>有形固定資産</b>	<b>13,974</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>33,214</b>
建物	75,899	繰延税金負債	33,214
工具器具備品	20,997	<b>負債合計</b>	<b>316,801</b>
減価償却累計額	△94,957	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	12,035	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,646,653</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>942</b>	資本金	649,422
ソフトウェア	942	資本剰余金	629,422
<b>投資その他の資産</b>	<b>708,120</b>	資本準備金	629,422
投資有価証券	396,440	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,467,995</b>
関係会社株式	256,799	その他利益剰余金	1,467,995
破産更生債権等	4,703	繰越利益剰余金	1,467,995
その他	54,880	<b>自 己 株 式</b>	<b>△100,186</b>
貸倒引当金	△4,703	評価・換算差額等	75,241
		その他有価証券評価差額金	75,241
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,721,894</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,038,696</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,038,696</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,473,762
売上原価		304,034
売上総利益		1,169,728
販売費及び一般管理費		1,370,268
営業損失		200,540
営業外収益		
受取利息	549	
有価証券利息	868	
違約金収入	32	
業務委託収入	12,427	
受取家賃	3,848	
その他	4,936	22,663
営業外費用		
投資事業組合運用損失	4,563	
貸倒損失	9	4,572
経常損失		182,449
特別利益		
関係会社株式売却益	50,000	50,000
特別損失		
関係会社株式評価損	93,825	
本社移転費用	42,321	
債権放棄損	85,000	221,147
税引前当期純損失		353,596
法人税、住民税及び事業税	2,240	
法人税等調整額	14,441	16,681
当期純損失		370,278

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	648,999	628,999	628,999	1,838,273	1,838,273	△100,186	3,016,085
当期変動額							
新株の発行	423	423	423	-	-	-	846
当期純損失	-	-	-	△370,278	△370,278	-	△370,278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	423	423	423	△370,278	△370,278	-	△369,432
当期末残高	649,422	629,422	629,422	1,467,995	1,467,995	△100,186	2,646,653

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,173	36,173	3,052,258
当期変動額			
新株の発行	-	-	846
当期純損失	-	-	△370,278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	39,068	39,068	39,068
当期変動額合計	39,068	39,068	△330,364
当期末残高	75,241	75,241	2,721,894

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ・子会社株式及び  
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によ  
っております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされ  
るもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基  
礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 棚卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採  
用しております。
- ・貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採  
用しております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、  
主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 8～18年
- ・工具器具備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

### ①インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

### ②DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発等があり、成果物の提供の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

## 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取家賃」(前事業年度3,825千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の評価損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額  
関係会社株式 256,799千円  
関係会社株式評価損 93,825千円
- 2 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報  
当社は、関係会社株式について取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落した時には、原則として減損処理を行っています。  
ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。  
オコマリ株式会社において、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損を計上しております。
- 3 金額の算出に用いた主要な仮定  
実質価額の回復可能性の見積りに用いた主要な仮定は、各会社の事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。
- 4 翌事業年度の計算書類に与える影響  
実質価額の回復可能性の見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 固定資産の減損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額  
有形固定資産 13,974千円  
無形固定資産 942千円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸倒引当金の計上

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金（注） 29,642千円  
（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社の移転を決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。また、移転前の本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ30,002千円増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

- 1 関係会社に対する金銭債権・債務  
短期金銭債権 2,778千円  
短期金銭債務 17,054千円
- 2 当座貸越契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	— 千円
差引額	850,000千円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 23,065千円

営業費用 188,763千円

営業取引以外による取引高

営業外収益 16,835千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 426,258株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	25,170千円
未払費用	17,581千円
関係会社株式評価損	80,063千円
投資有価証券評価損	24,460千円
資産除去債務	8,927千円
一括償却資産	574千円
減価償却超過額	26,426千円
本社移転費用	12,960千円
税務上の繰越欠損金	70,388千円
その他	11,627千円
繰延税金資産小計	<u>278,182千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△70,388千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△207,793千円
評価性引当額小計	<u>△278,182千円</u>
繰延税金資産合計	－千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	33,214千円
繰延税金負債合計	<u>33,214千円</u>
繰延税金資産（△は負債）の純額	△33,214千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 DEECH (注) 1	直接 100%	経営指導 転貸料収入	経営指導料 (注) 2 転貸料等 (注) 3	5,781 3,227	—	—
子会社	株式会社 イー・ネット ワークス	直接 100%	経営指導 転貸料収入	経営指導料 (注) 2 転貸料等 (注) 3	2,880 393	未収入金 前受金	266 34
子会社	オコマリ 株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 受取利息 (注) 4 債権放棄 (注) 5	45,000 392 85,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 2024年8月30日に当社保有株式の86%を株式譲渡したことに伴い、関連当事者に該当しなくなりました。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。なお、議決権等の所有割合は関連当事者に該当しなくなった時点の直前のものを記載しております。
- 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。
- 転貸料等については、使用面積の割合に応じた額としております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 債権放棄については、長期貸付金に対して行っております。

### 2 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	184円21銭
1 株当たり当期純損失金額	25円10銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン  
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 久 依  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 嵩 弘  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン  
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	片 岡 久 依
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大 橋 嵩 弘
業 務 執 行 社 員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、当社の担当窓口を通じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 工 藤 耕 二 ㊟

社外監査役 石 田 史 朗 ㊟

社外監査役 鎌 田 智 ㊟

以 上